美 学 第 1661 号
令和 8 年 10 月 15 日

令和９年度小学校新入学予定者の保護者　様

美祢市教育委員会

美祢市就学援助「新入学学用品費」入学前支給のお知らせ

美祢市では、お子様を小・中学校に就学させることが経済的に困難なご家庭に就学援助費を支給しています。下記要件に該当し「新入学学用品費」の入学前支給を希望される方は申請されますようお知らせします。

記

◆該当要件

以下の（１）～（３）のすべてに該当する方が支給対象者です。

（１） 令和８年１２月１日に美祢市に居住している方
（令和９年３月末日までに美祢市外に転出する方を除く）

（２）お子様が令和９年４月に小学校に入学予定の方

（３）下記の就学援助要件のいずれかに該当する方

◆就学援助要件

（１）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護の停止又は保護の廃止

イ　地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税

ウ　地方税法第 323 条に基づく市民税の減免

エ　地方税法第 72 条の 62 に基づく個人事業税の減免

オ　地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免

カ　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条第 1 項に基づく国民年金保険料の減免

キ　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収猶予

ク　児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項に基づく児童扶養手当の支給（ただし、児童扶養手当法第 9 条に基づく支給の制限を受けている者は除く。）

ケ　生活福祉資金制度による貸付け

（２）失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

（３）世帯の前年中の収入が生活保護基準の１．３０倍以内である者

【認定の目安】

世帯人数	目安となる世帯構成（家賃 24,000 円）	年間収入の目安※
２人世帯	父または母３５歳、子７歳	3,000,000 円
４人世帯	父４０歳、母３８歳、子１１歳、子９歳	4,000,000 円

世帯構成（人数・年齢）、家賃額、世帯収入、社会保険料控除額、医療費控除額等により各家庭によって異なりますので、申請にあたっての目安としてください。

※年間収入については、世帯全員の合計額となります。給与収入以外にも営業所得、年金所得、農業所得等も収入に含まれます。

◆申請手続き

（１）申請場所　　美祢市教育委員会学校教育課・大田公民館・秋吉公民館

（２）申請期間　　令和８年１０月３０日（金）～
令和８年１２月１８日（金）※土日祝日を除く

（３）受付時間　　９：００～１７：００

（４）申請に必要なもの　①前頁就学援助要件に該当することを証明する書類
（令和８年度　児童扶養手当証書等）
②振込先の口座がわかる通帳（申請者名義に限る）
③借家の方は家賃額等を証明する書類（契約書、領収書等）

（５）審査結果　　郵送にて１月下旬までに送付

◆支給額・支給時期・支給方法

（１）　支給予定額　　６４，３００円

（２）　支給時期　　令和９年１月２９日（金）

（３）　支給方法　　保護者様の口座に直接振り込みます。

◆その他

（１）入学前支給を申請されない場合でも、令和９年度就学援助の申請をされ４月からの認定となった場合は、入学後（７月下旬）に新入学学用品費を支給します。

（２）美祢市立小学校以外の小学校に入学される場合も対象になります。

（３）新入学学用品費を入学前に受給され、市外に転出された場合、返還の必要はありませんが、転出先の教育委員会へ受給済みの旨を通知します。

（４）入学前支給の申請を行い認定された場合でも、令和９年度就学援助の申請は必要です。令和９年４月から受付開始となりますので、必要な方は必ず再度申請願います。